

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター

第4期中期目標

令和6年12月

佐世保市

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）は、明治23年に設立された佐世保村立伝染病院を前身とし、その後、名称と建物の変遷を経つつ、機能の拡充発展を図りながら、地域の基幹病院としての地位を強固なものとする中で、平成28年度には運営形態を地方独立行政法人に移行し、令和7年度からは第4期目となる新たな中期目標期間を迎える。

現在の佐世保県北地域における医療を取り巻く環境は、高齢者の増加に伴う医療需要の増大が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少や医師の高齢化による慢性的な医師不足のほか、看護師等の医療人材不足が顕著となり、医療の需要と供給において大きな課題に直面している。

同様に、本市内の救急医療においても、二次救急医療を担う病院の減少や医師の高齢化による医療体制の脆弱化から、輪番制の維持が困難となるなど、安定的な救急医療体制の維持・確保が喫緊の課題となっている。

さらに、「長崎県地域医療構想」や「医師の働き方改革」など変革期にある中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、救急医療をはじめ、地域医療における課題が浮き彫りとなり、新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、平時からその体制の構築が求められている。

そのような中、総合医療センターは、救命救急センターをはじめ、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センター、高次脳卒中センター、地域災害拠点病院、第二種感染症指定医療機関等の多くの機能を有する地域の基幹病院として、極めて重要な役割を担っている。

また、市が目指す「誰もが、いくつになっても健やかに安心して暮らせるまち」の実現に向け、総合医療センターは市と連携し、「地域の救急医療体制の維持・確保」への貢献のほか「効率的で質の高い医療提供体制」「佐世保県北地域における地域完結型医療」の要として、地域の医療機関、介護福祉施設、医師会をはじめとする医療・介護関係者や関係自治体との一体的な取組による良質で適切な医療サービスを提供することに加えて、患者サービスの向上も常に意識しながら「選ばれる病院」となることが必要である。

総合医療センターは、「救急医療」「がん医療」「小児・周産期医療」「高度専門医療」「政策医療」といった医療サービスを総合的に提供するとともに、佐世保県北地域においては、より高度な医療を担い、地域の医療水準を高めていく教育機関としての役割も果たすことで、次世代を担う若い医療人の育成や医学の研究・開発への貢献によって、優れた医療人が集まる病院となり、引き続き、地域の医療を長期的かつ安定的に支えていくことが期待される。

一方、経営においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に見られた受診抑制という住民行動の変化が、5類移行後現在においても続いていることで、収益面への影響が避けられず、健全経営の維持への課題も見られ、また、業務においては、デジタル技術の活用によりさらなる改善・効率化の推進が求められている。

以上のことから、総合医療センターにおいては、引き続き、健全な病院経営に努めるとともに、公立病院として担うべき医療を提供し、住民の健康の維持及び増進に寄与することをここに求める。

第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

佐世保県北地域の基幹病院として、長崎県医療計画を踏まえ、住民が必要とする良質な医療を提供するため、市の保健福祉部門との連携を密にして次に掲げる項目について取り組むこと。

1 地域完結型医療の推進

地域医療支援病院として、住民が安心して治療やケアを受けられるよう、地域の医療機関、介護福祉施設、行政等との連携の強化及び役割分担に努め、地域包括ケアシステムの中で公立病院としての役割を果たすとともに、シームレス（途切れのない）な地域完結型医療の推進に貢献すること。また、あじさいネットなどのICTを活用した地域との連携促進に努めること。

2 提供する医療サービスの充実

(1) 救急医療

急性期病院として、救命救急センターにおいて救急医療に必要な体制を整備し、安定的な稼動を維持するとともに、市、市医師会、二次救急輪番病院との連携強化による救急医療体制の再構築に中心的な役割を果たすこと。

(2) がん医療

地域がん診療連携拠点病院として、手術、放射線治療、薬物療法による集学的治療及びがんゲノム医療を効果的に組み合わせた最適な治療を提供するとともに、がん相談支援等のがん医療における幅広い領域を担うこと。

(3) 小児・周産期医療

佐世保県北地域の小児救急及び地域周産期母子医療センターとしての機能を安定的に維持するため、地域の医療機関と緊密な連携を図りながら引き続き専門性の高い診療に努めるとともに、県、市及び大学との連携を維持・強化すること。

(4) 高度専門医療

佐世保県北地域において、充実した医療提供体制及び高水準の医療機器・設備を備える医療機関として、重篤な急性期・専門医療を必要とする患者への高度な診断・手術・治療を伴う医療を提供すること。

(5) 政策医療

民間では担うことが困難で地域に不可欠といわれる政策医療については、三次救急医療をはじめ周

産期医療に対応するほか、離島診療所の運営や結核・感染症医療への取組、地域災害拠点病院としての適切な備えに努めること。また、その実施に当たっては、公立病院として、法令または本市総合計画に基づき継続的に取り組むこと。

3 医療人育成体制の充実

(1) 医師の研修制度の充実

研修プログラムをはじめとする育成体制を整備するとともに、地域の医師を対象とした研修の充実に努めること。また、医学生の実習教育を充実させること。

(2) 看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者の育成の充実

医療従事者について、資格取得のための支援を行い、病院全体の医療の質の向上を図ること。また、地域の医療水準の向上や人材確保につなげるため、地域の医療従事者等への教育や研修を継続して実施するほか、市立看護専門学校をはじめとする各種学生の実習教育に努めること。

4 医学研究の推進

国が定めた基準に従い安全で信頼できる治験に取り組むほか、臨床研究活動を推進するなど、医学研究の発展に寄与すること。また、こうした研究成果については、その情報発信に努めること。

5 医療の質の向上

(1) 施設・設備の充実

高度な水準の医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に対応できるよう、施設の維持及び医療機器の整備・更新等を計画的に行うこと。また、施設の老朽化に伴う長寿命化に加え、将来の病院建替えも視野に建設計画等についても検討を進めること。

(2) 医療従事者の確保

医師、看護師、薬剤師をはじめ優れた医療従事者を確保するため、大学及び関係機関との連携を強化すること。また、修学・育成支援策について検討を進めるとともに、その確保に当たっては、医療を取り巻く環境の変化を見据え、中長期的な観点から計画的に行うこと。

(3) 患者サービスの向上

アンケート等により実態等を把握し、必要に応じ改善を加えるなど、患者や家族が安心して医療を受けられるような環境を整備するとともに、患者に寄り添ったサービスの向上を図り、「信頼される病院」「選ばれる病院」となるよう努めること。

(4) 安全性の高い信頼される医療

住民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療安全に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。また、患者が自ら受ける医療の内容を理解し、納得の上で自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームドコンセントを徹底するなど、患者中心の医療を実践すること。

6 情報提供の充実

(1) 分かりやすい保健・医療の情報発信

保健・医療に関する情報をホームページ、広報紙、住民向け講演会等を活用し、分かりやすく発信するなど普及啓発活動を実施すること。

(2) 病院情報の公開

医療の質を数値で客観的に評価できる臨床指標を用い、様々な角度からの評価・分析に基づき、病院に対する住民の理解を深めるための病院情報を公開すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人管理運営体制の確立

法人の管理運営を的確に行うため、内部統制の推進を図り、理事長のリーダーシップのもと、中長期的な経営戦略を立て、柔軟かつ適切な人員を確保・配置すること。

2 経営管理人材の育成

経営管理に携わる職員の専門的な知識と意欲の向上を図るため、計画的な教育・研修の充実に努め、質の高い人材を育成すること。

3 DXの推進

デジタル技術を積極的に活用し、業務運営の改善・効率化を推進すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

経営状況について収支の状況を迅速かつ的確に把握し、分析したうえで、効率的かつ効果的な病院運営に努め、健全経営を維持すること。

2 適正な収益と費用

(1) 適正な収益

適正な在院日数や病床管理、診療報酬の改定や法改正等への的確な対応、施設基準の取得など、将来の費用負担も十分考慮しつつ、積極的な収益の確保に努めること。また、未収金の発生予防・早期回収に向けた取組を推進すること。

(2) 適正な費用

必要に応じた人員の確保を行いつつ適正な人件費比率の維持に努めること。また、医薬品、医療材料、医療機器などの適切な購入や業務の見直しに継続して取り組むこと。あわせて、計画的な維持管

理による施設の予防保全による投資の標準化、施設運営・保守管理の効率化などのアセットマネジメントを推進し、費用の適正管理に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域医療構想の実現に向けた取組み

長崎県地域医療構想を踏まえ、佐世保県北地域の高度急性期医療の充実と地域完結型医療構築のため、基幹病院として、将来の医療需要を見据えた役割及び機能を明確にし、地域の医療機関と連携を行うこと。

2 働き方改革の推進

医師の働き方改革を踏まえ、人員の確保や適切な労務管理を行うとともに、タスクシフトやタスクシェアをはじめとする業務体制の見直しやICTの活用などにより、全ての職員が働きやすい職場環境を整備すること。

3 新興・再興感染症への対策と対応

第二種感染症指定医療機関として、新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、平時から医療体制を整備しておくこと。県、市、市医師会及び地域の医療機関と連携しつつ地域における中心的役割を果たすこと。